

# 食肉市場脱水汚泥搬出処理業務仕様書

## 1 業務名

食肉市場脱水汚泥搬出処理業務（単価契約）

## 2 業務場所

広島市西区草津港一丁目11番1号

広島市中央卸売市場食肉市場

## 3 目的

食肉市場の廃水を処理する過程で生じた脱水汚泥を焼却処理した後、最終処分場で埋立処分することにより、市場の衛生環境の維持を図り、市場業務の円滑な運営に資するものである。

## 4 業務内容

### (1) 廃棄物の種類、搬出量等

ア 廃棄物は、食肉市場の廃水を処理する過程で生じた脱水汚泥とする。

イ 廃棄物の搬出量は、年間で約73,440kgである。（1日平均306kg程度。日によって増減する。）

なお、上記予定数量は、増減する場合がある。

ウ 搬出量は、発注者の設置する計量器（10kg単位）で計量した数量とする。

エ 計量は、運搬車の廃棄物積載前と積載後でそれぞれ行い、その差を搬出量とする。

オ 計量の際、発注者から交付される計量票（3部複写）を必ず受け取ること。

カ 計量器の位置は、別紙2「広島市中央卸売市場食肉市場施設配置図」のとおり。

### (2) 廃棄物の積み込み及び運搬等

ア 受注者は、廃棄物を汚泥ホッパーより運搬車両へ積み込み、積替え又は保管を行うことなく関係法令に基づき適正かつ安全に運搬を行うものとする。

イ 受注者は、搬出にあたっては過積載とならないよう留意し、運搬車の積載量を厳守すること。

ウ 受注者は、廃棄物の積み込み終了後に発注者の係員等へ計量票を1部（3部複写の3枚目）手渡すこと。

エ 受注者は、廃棄物積込場所周辺を常に整理・清掃し、清潔に保っておくこと。

オ 受注者は、廃棄物搬送中に積載物の飛散、たれ流し等が発生しないよう、適切な措置を施すこと。

### (3) 最終処分

受注者は、廃棄物を焼却処理した後、その焼却灰を法の定めにより最終処分場まで搬出し、埋立処分すること。

## 5 業務実施にあたっての留意事項

(1) 廃棄物の搬出は、発注者の指示する搬出日及び時間とする。なお、受注者は、搬出した日のうちに、受注者の処理施設に搬入するものとする。

(2) 受注者は、本業務に必要な運搬車両等を適切に確保し、業務の円滑な運営を図るものとする。ま

- た、運搬業務にあたっては、運搬物に十分な知識と経験を有する運転者をあてさせることとする。
- (3) 受注者は、廃棄物を発注者の施設外に搬出するにあたっては、必ず別紙3のルートを行くこととする。
  - (4) 受注者は、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守することとする。

## 6 業務の管理

- (1) 発注者及び受注者は、電子マニフェストを用いて業務を管理する。
- (2) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務については、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

## 7 提出書類

- (1) 受注者はあらかじめ発注者に対し、次の書類を提出し、発注者の承認を受けるものとする。なお、許可証等の写しの提出にあたっては、原本を提示し確認を受けるものとする。ただし、その許可証等の写しに法人の代表者印の押印がある場合には原本との確認があったものとみなす。また、提出書類に変更が生じた場合は速やかに提出し、発注者の承認を受けるものとする。
  - ア 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書
  - イ 本業務に従事する従業員の住所、氏名を記載した書類
  - ウ 本業務に使用する施設及び設備、付帯設備の仕様、能力を記載した書類
  - エ 本業務に使用する車両の車種、登録番号、積載量を記載した書類と車検証及び任意保険証の写し
  - オ 産業廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
  - カ 受注者が廃棄物を焼却した灰を最終処分場へ運搬する業者との間で締結した契約書の写し（受注者が自ら運搬する場合を除く）
  - キ 受注者が最終処分場との間で締結した契約書の写し
  - ク 最終処分場が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の許可を受けた者であることの許可証の写し
  - ケ 廃棄物の運搬経路図
  - コ 緊急連絡先表（収集運搬経路自治体及び道路管理者等を記載）

## 8 報告書類

- (1) 広島市委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、業務実施報告書とする。

業務実施報告書には、当該月において行った業務内容を要約するとともに、業務に関する課題事項、問題事項、提案等を記して提出するものとし、翌月の10日（ただし、3月分については3月31日）までに提出し、発注者の承認を受けるものとする。
- (2) 行政処分等に係る報告

受注者は、この業務の遂行にあたり、各関係法令の所轄官庁から法令等に基づき改善命令等行政処分を受けた場合、当該処分の内容を直ちに発注者に対し口頭で行うとともに書面により報告する

ものとする。

(3) 業務履行停滞時等の措置

受注者は、設備故障その他やむを得ない事由で処理が停滞した場合は、直ちに発注者にその状況を書面により報告しなければならない。

**9 業務の履行確認**

発注者は、本業務の履行を確認するため、受注者及び最終処分場を適宜立ち入り検査できるものとする。

**10 搬出停止等の措置**

8(2)、8(3)の報告、9の履行確認の結果、発注者が必要と認めた場合、廃棄物の搬出停止、搬出量の調整その他必要な措置を講ずることができるものとする。なお、この措置により受注者が損害を受けることがあってもその損害を発注者に請求することはできない。

**11 費用の負担等**

本業務を実施するにあたって、発注者の施設内で使用する電気料金、水道料金については発注者の負担とする。ただし、使用にあたっては、受注者は極力節減に努めるものとする。

**12 その他**

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく委託基準等に関する事項は、別紙1による。
- (2) この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。

## 1 委託する産業廃棄物の種類及び予定数量

発注者が、受注者に処理を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。なお、予定数量に増減があっても、受注者は損害賠償等を発注者に請求しないものとし、発注者はこの契約に定める処理委託費以外は一切支払わないものとする。

種 類	予定数量
脱水汚泥	73,440 kg

## 2 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は次のとおりである。

### (1) 収集運搬に関する事業範囲

ア 広島市（収集地）の許可

許可都道府県または市： \_\_\_\_\_

許可の有効期限： \_\_\_\_\_

事業の範囲：

区 分	産業廃棄物の種類
収集運搬（積替・保管を含まない。）	

許可の条件： \_\_\_\_\_

許可番号： \_\_\_\_\_

イ 運搬先所管県（市）の許可（搬入先が広島市外の場合に限る。）

許可都道府県または市： \_\_\_\_\_

許可の有効期限： \_\_\_\_\_

事業の範囲：

区 分	産業廃棄物の種類
収集運搬（積替・保管を含まない。）	

許可の条件： \_\_\_\_\_

許可番号： \_\_\_\_\_

### (2) 処分に関する事業範囲

許可都道府県または市： \_\_\_\_\_

許可の有効期限： \_\_\_\_\_

事業の範囲：

区 分	産業廃棄物の種類
中間処理	

許可の条件： \_\_\_\_\_

許可番号： \_\_\_\_\_

### 3 処分の場所、方法及び処分施設の処理能力

受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を次の処分施設に搬入するとともに、指定した処分方法により処分しなければならない。

なお、受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を収集運搬中に積替及び保管してはならない。

事業場の名称：

所在地：

処分の方法：焼却

処分施設の処理能力：

### 4 最終処分の場所、方法及び最終処分施設の処理能力

受注者は、前項の産業廃棄物を次の最終処分施設に搬入するとともに、指定した処分方法により最終処分しなければならない。

事業場の名称：

所在地：

処分の方法：埋立

処分施設の処理能力：

### 5 再委託

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処理業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者自らが、法令に定める再委託基準に従って行われることを確認し、広島市委託契約約款第4条第2項の規定に基づき再委託を承諾する場合を除くものとする。

この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託を受注者の責任において解除するものとする。

### 6 発注者の義務と責任

(1) 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知するものとする。

(2) 発注者は、委託する産業廃棄物の電子マニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し、電子マニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

### 7 受注者の義務と責任

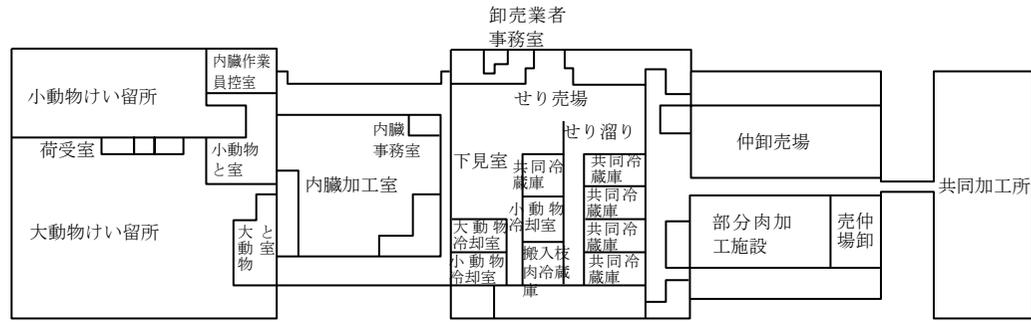
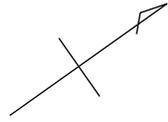
受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、処理の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受注者が責任を負う。

## 8 契約の解除

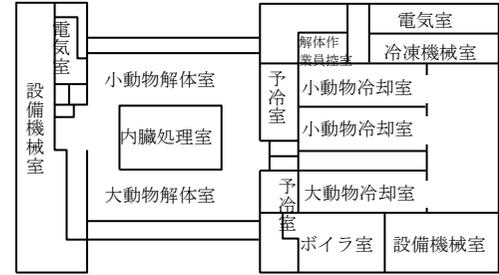
発注者が広島市委託契約約款第14条の規定に基づき本契約を解除する場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該産業廃棄物の処理については発注者の指示に従うこと。

# 広島市中央卸売市場食肉市場施設配置図

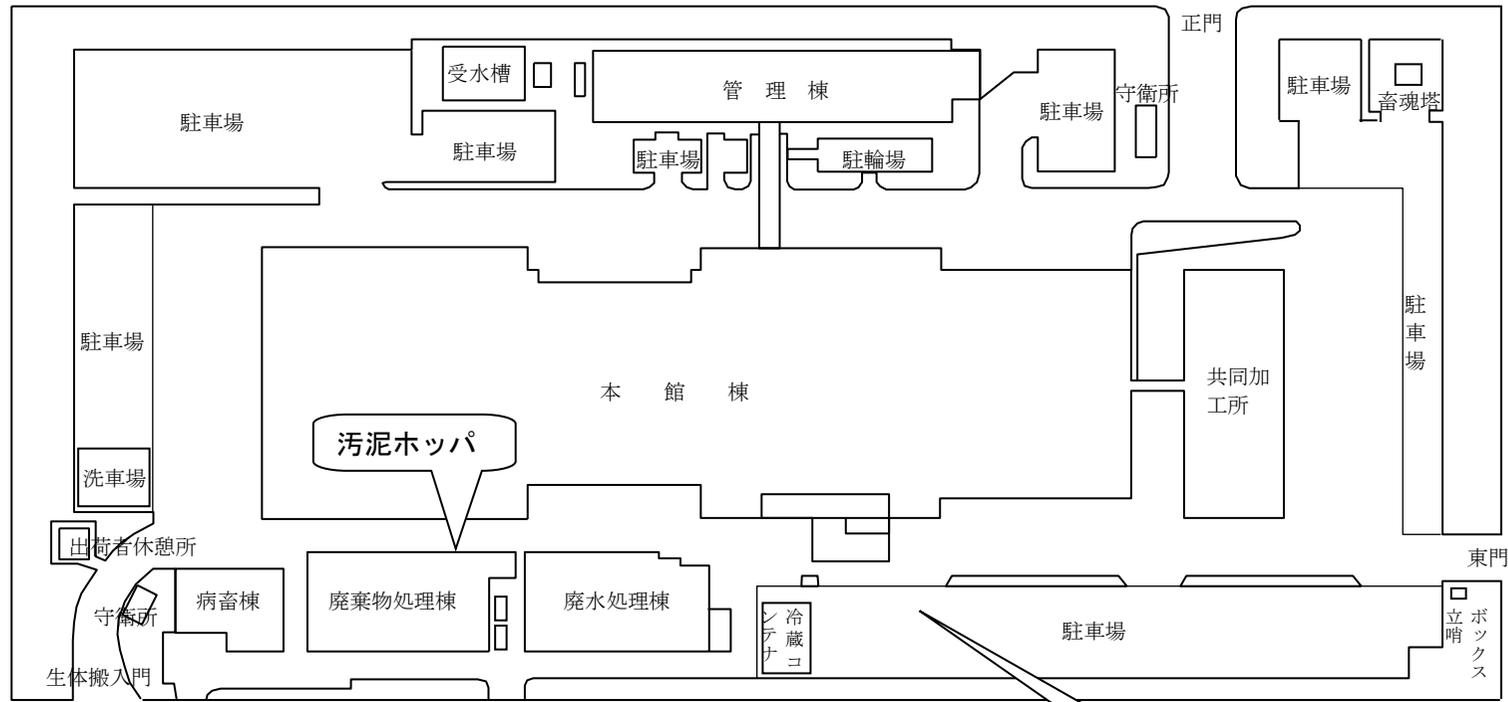
別紙 2



本館棟 1階平面図



本館棟 2階平面図



全体配置図

計量器

